

(目的)

第 1 条 この条例は、商店街が地域コミュニティの核として果たす役割の重要性にかんがみ、商店街の活性化のための基本的な事項を定めることにより、商店街の基盤の強化及びその健全な発展を促進し、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 商店街 小売商業等が集積している地域をいう。
- (2) 商店会 市内の法人組織の商店会及び任意の商店会をいう。
- (3) 事業者 商店街において事業を営む者（店舗面積 5 0 0 平方メートル以上の大型店を含む。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 商店街の活性化は、商店会及び事業者が相互に協力し、自らの創意工夫及び自助努力によりその主導的役割を担うという認識の下に、商店会、事業者、小金井市（以下「市」という。）及び市民が一体となって推進することを基本として行われるものとする。

(商店会の責務)

第 4 条 商店会は、地域ににぎわいと交流の機会を提供するために、地域と連携して商店街の活性化に努めるものとする。

- 2 商店会は、消費者の利便向上のために、快適な環境の整備を図るように努めるものとする。
- 3 商店会は、前 2 項の目的を達成するため、その組織の基盤を強化し、会員の増員等に努めるものとする。

(事業者の責務)

第 5 条 事業者は、自らの創意工夫により経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めるものとする。

- 2 事業者は、商店街の活性化を図るため、商店会への加入等により相互に協力するよう努めるものとする。
- 3 事業者は、商店会が商店街の活性化に関する事業を実施するときは、応分の負担等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

(市の責務)

第6条 市は、国、東京都、商店会及び事業者と相互に連携を図り、次に掲げる商店街の活性化に係る施策の推進に努めるものとする。

(1) 情報の収集及び提供

(2) 融資のあっせん及び補助金の交付

(3) 前2号に掲げるもののほか、商店街の活性化を図るために市長が必要と認める事項

(市民の理解及び協力)

第7条 市民は、商店会及び事業者が行う商店街の活性化のための取組が市民生活の向上に寄与することを理解し、この取組に協力するよう努めるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。